

制定:平成 22 年 4 月 1 日  
 改正:平成 22 年 6 月 1 日  
 改正:平成 24 年 11 月 1 日  
 改正:平成 25 年 4 月 1 日  
 改正:平成 26 年 4 月 1 日  
 改正:平成 27 年 11 月 1 日

【名称】

第 1 条 本クラブは特定非営利活動法人（NPO 法人）群大クラブと称します。

【事務局】

第 2 条 本クラブ事務局の所在地は、群馬県前橋市関根町 2-2-11 とします。

【目的】

第 3 条 本クラブはスポーツを通して健康で豊かな生活を送ることを目指し、世代を問わず誰もが楽しく地域づくり・健康づくりに取り組むことを目的とします。

【活動内容】

第 4 条 本クラブは放課後児童クラブ及び総合型地域スポーツクラブとして、子供達の健全育成を図り誰もが身近にスポーツを行うことができる環境作りに取り組みます。

【会員制度】

第 5 条 本クラブは会員制とし、会員は本規約等クラブが定めることを遵守することとします。

【入会資格】

第 6 条 本クラブの入会資格は、特にありません。クラブ活動に賛同しスポーツを通して地域づくりや健康づくりに取り組みましょう。

【入会金・会費】

第 7 条 本クラブの入会金は、3,000 円とします。また入会金や月会費は、クラブ活動全体の維持・継続のためのものであり、月会費については以下のとおりとします。ただし、各レッスン内容によっては、この限りでない場合があります。

参加会員会費	アレグレFC（サッカー）	週 1 回 3,000 円	週 2 回 4,000 円	週 3 回 5,000 円
	総合型単一種目レッスン	週 1 回 3,000 円		
	スタジオレッスン（月 8 回まで）	月額 5,000 円		

1. 会員は、入会時に定める会費を遅延なく納入することとします。
2. 会員は、別に定める会費の支払期日までに会費を払い込まなければなりません。
3. 会員は、毎月 1 日にその月の会費を自動送金により納入して下さい。
4. お一人が 2 区分以上の会員登録をした場合、2 区分目から月会費が 1,000 円割引になります。
5. 一度納入された会費について返金は致しません。
6. 本クラブは経済情勢などの変動に応じて、会費金額を変更することがあります。但し、その変更については事前に会員に告知するものとします。

【保険の加入】

第 8 条 会員はスポーツ安全保険に加入しなければなりません。またクラブは、クラブ活動中の傷害等について、スポーツ安全保険の対象範囲内でのみ対応するものとします。別途必要と判断する場合は、個人で各種傷害保険等ご加入下さい。

【会員の変更等】

第 9 条 会員は住所、連絡先、口座振替申込書、その他入会申し込みの際の記載事項に変更があった場合は、遅延なくその旨をクラブに届け出るものとします。

【体験等】

第 10 条 本クラブは、レッスン体験の希望があった場合これを無料で行うこととしますが、万が一の事故等は、本クラブでは責任を負いかねますのでご了承下さい。

【入会】

第 11 条 本クラブに入会するものは、所定の申込書を提出し入会手続きを済ませることとします。

【送迎】

第 12 条 本クラブ会員の責任において行うこととします。（会員が未成年の場合、保護者の責任において行うこと。）

【会員心得】

第 13 条 本クラブの会員心得は以下のとおりとします。

1. 本クラブ活動等は、指導者・補助者のもとで行うこととします。会員は、指導者、補助者、スタッフ等の指示に従って下さい。（社会的・道徳的規範の観点からお子様を叱ることもあります。）
2. 会員は、他の会員の迷惑となる行為をしてはいけません。
3. 会員は、スポーツを通して地域力の向上を目指し、活力のある生活を送れるよう怪我等に十分気をつけて楽しく活動を行いましょう。
4. 会員は各自健康チェックを行い、クラブ活動中であっても体調の異変等がある場合は速やかに指導者・補助者・スタッフ等に申し出て下さい。
5. クラブ活動中等に用具等を破損した場合は速やかに、指導者、補助者、スタッフ等に申し出て下さい。

【管理責任】

第 14 条 本クラブ活動中及び駐車場で発生した盗難その他の事故については、会員の自己責任とします。また会員は、クラブ活動中は自己の責任において行動するものとし、傷害等の事故が起こった場合、クラブはスポーツ安全保険の対象範囲内で対応するものとします。（レッスン体験者の本クラブ活動中の傷害等について、本クラブでは責任を負いかねますのでご了承下さい。）

【活動の中止】

第 15 条 本クラブは、屋外での天候によって左右されるレッスンについて、施設の空き状況等によりやむを得ず中止とすることがあります。その場合、月会費の減額等には応じられませんのでご了承下さい。

【休会】

第 16 条 本クラブの休会については以下のとおりとします。

1. 会員は休会することができ、休会する場合は、休会届を休会開始日の 20 日前までに書面にてクラブに提出するものとします。
2. 休会期間中であっても本クラブ所定の手続きにより随時再入会できます。
3. 休会開始日が月の途中の場合であっても、月会費の減額等には応じられませんのでご了承下さい。

【退会】

第 17 条 本クラブの退会については以下のとおりとします。

1. 退会希望者は、退会届を退会日の 20 日前までに書面にて本クラブに提出するものとします。
2. 会費等の未納金がある場合は、退会月末日までに完納するものとします。
3. 本クラブは退会届が提出されない限り会費を請求するものとし、退会日が月の途中の場合であっても、月会費の減額等には応じられませんのでご了承下さい。
4. 会費の未納が 6 ヶ月以上続いた場合は、一度退会していただきます。

【会員資格の喪失】

第 18 条 会員は次の事項の一つに該当する場合、会員資格を喪失します。

1. 会員本人より、所定の退会届の提出があった場合。但し、未納金を有する場合完済の後、退会とします。
2. クラブの目的、規約に違反した場合。
3. 会費の未納が 6 ヶ月以上続いた場合。

【個人情報・肖像権の取り扱い】

第 19 条 個人情報及び肖像権の取り扱いについては、下記のとおりとします。

1. 本クラブ会員の個人情報は、本人の許可を受けず第三者に開示することはありません。ただし、必要範囲内で第三者に開示する場合があります。（例：スポーツ安全保険の保険金請求時等）
2. 本クラブは、広報用資料・ホームページ等にクラブ活動中の写真等を掲載することがあります。掲載を避けたい方はご連絡下さい。

【会員規約の改定】

第 20 条 本クラブは必要に応じて会員規約などの改定を行う事が出来ます。なお、改定した会員規約などの効力は全会員に及ぶものとします。改定があった場合には、クラブホームページにて更新・掲載します。

附 則	この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
附 則	この規約は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。
附 則	この規約は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。
附 則	この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
附 則	この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
附 則	この規約は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。